今後の「いじめ防止対策」について

1 経過及び基本的な考え方

全国的に見て、学校におけるいじめについては依然深刻な状況が続いている。そのような中で、さる6月28日に国会において「いじめ防止対策推進法」が公布された。藤沢市教育委員会ではこれまでにも、「いじめはしない、させない、許さない」という考えのもと、全校へのスクールカウンセラー配置や、教職員向け「児童生徒指導の手引き」の発行、小学校新入学児童保護者向けリーフレット配付など、様々ないじめ防止の対策を講じてきた。今後は法に基づき、藤沢市いじめ防止基本方針の策定を含め、いじめの問題に関する総合的な対策を策定し、いじめ防止のための施策を一層推進する。

具体策を検討するにあたっての基本スタンス

学校ならびに教育委員会は

いじめの問題を隠さず、適切な実態把握や対応をおこなう必要がある。

このため、いじめの問題と正面から向き合い、問題の解決に向け判断力と行動力を発揮し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図る。

2 教育委員会が早急に取り組む具体策

(1)新たに取り組む施策

ア いじめ相談ホットラインの設置

- (ア)教育委員会教育指導課内にいじめ相談電話対応を目的とした独立した専用ダイヤル (外線)を設置し、相談体制の充実を図る。
- (4) 開設は原則として月曜日から金曜日 (年末年始・祝日を除く) 9 時から 1 7 時の間、主として学校問題解決支援員が対応する。時間外については、県教育相談センター「いじめ 1 1 0 番」の番号をアナウンスする。

イ いじめ相談メール設置

(ア)藤沢市HPの教育指導課HP内に新しい「いじめ相談」についてのページを作成。 そのページの最下部に教育指導課への「問い合わせ欄」へ、相談を入力してもらう。 (4)既存の藤沢市HPの「インターネット意見・提案箱」からも、相談を受け付ける。

ウ いじめ相談機関の紹介及び周知

学校HP、学校だより、広報ふじさわ(8月25日号の一面に掲載)等 (いじめ相談機関紹介カードの配付)

エ いじめ防止リーフレットの作成

小学校4年生、中学校1年生向けに新たな「いじめリーフレット (チラシ)」を作成し、2013年9月に配付。

(2) いじめ防止対策推進法の施行(9月28日)に伴う取り組み

ア 藤沢市いじめ防止対策基本方針(案)の策定

国、県が策定する基本方針を受け、2013年10月を目途に藤沢市いじめ防止対 策基本方針(案)を策定する。

イ いじめ問題対策連絡協議会(案)の設置

- (7) 平成26年2月藤沢市議会定例会上程予定
- (イ)年4回の定期会を予定

ウ 重大事態への対処

市長部局において重大事態への対処のために付属機関を設置し、再調査とその結果を踏まえた措置を講ずる。

(3) 今後の取り組み

ア 学校への道徳教育等の資料の提供

いじめに関する指導用図書を購入し、教育指導課で指導案を作成するとともに各校 へ配付する。

イ スクールカウンセラー配置の改善

市スクールカウンセラーの学校勤務日数の増加等について検討を行う。

ウ いじめ対策マニュアルの整備

「児童生徒指導の手引き」内にある「いじめ」マニュアルを見直し、「新版 児童 生徒指導の手引き」を発行し、全教職員に配付する。

エ いじめ防止リーフレットの改訂

小学校新入学児童保護者向けリーフレット「いじめ?! 感じよう受け止めよう」の内容を見直し、改訂を行い2014年4月に配付する。

オ 児童生徒向けアンケートの実施

年2回の実施とし、2013年9月と2014年1月頃に実施する。

カ 保護者対象いじめ防止講演会の開催

- (ア)藤沢市いじめ防止プログラム推進員による講演会を2013年10月22日に実施する。
- (イ)対象は藤沢市立学校児童生徒の保護者と教職員

キ 中学生いじめ防止対策報告会(仮称)の開催

市内19中学校生徒会に呼びかけ、各校が行っているいじめ防止対策についての報告会を2013年12月14日に実施する。

ク いじめ防止対策担当者会の設置

- (ア)各学校で選任したいじめ防止対策担当者を対象に、2013年11月頃担当者会を 開催する。
- (4)2014年度以降は、研修や情報交換の場として年1回以上実施する。

ケ 「いじめ防止プログラム」の提供

現在、湘南DVサポートセンターが行っている「いじめ防止プログラム」を、今後 も希望校に対し提供するとともに、学校の実情に沿ったプログラムの見直しなどにつ いて検討を進める。

(参考 教育委員会が現在実施している主ないじめ防止対策)

- ○全校へのスクールカウンセラーの配置(19名)
- ○学校へのスクールソーシャルワーカーの派遣(1名)
- ○教育指導課と学校教育相談センターとの連携
- ○指導主事、学校問題解決支援員の派遣派遣
- ○教育指導課いじめ防止対策担当の配置(いじめ防止対策担当指導主事1名 児童生徒指導担当指導主事2名 学校問題解決支援員4名)
- ○いじめ防止プログラムの提供(小学校3校 中学校7校 9月1日現在)
- ○「学校生活のアンケート」実施
- ○保護者からの電話相談(教育指導課、学校教育相談センター)
- ○教職員向け研修の実施
- ○小学校新入学児童保護者向けリーフレット(「いじめ!?感じよう受けとめよう」)の配付
- ○関係各機関との連携(市関係各課 児童相談所 警察等)

3 今後、学校がいじめ防止対策として早急に取り組む具体策

(1) 学校いじめ防止対策基本方針(案)の策定

いじめ防止対策推進法に基づき、学校いじめ防止対策基本方針(案)を策定する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

ア いじめ防止対策推進法に基づき、学校にいじめの防止等の対策のための組織を設置する。

イ 各学校でいじめ防止対策担当者を選任する。

(3) 道徳教育等の充実

教育委員会が配付する資料等を活用し、人権意識や規範意識の向上を図る。

(4)アンケート結果の活用

ア 「学校生活のアンケート」の実施・結果の集約・活用 イ 各学校でいじめの実態の共有化を図り、組織として対応する。

(5) インターネットを通した、いじめ対策を含む情報モラル教育の推進

スマートフォン等を活用したいじめに対し、外部講師を招聘することなどにより、 更に情報モラルを身につけさせる。

(参考 学校が現在実施している主ないじめ防止対策)

- ○道徳の時間や特別活動を中心と道徳教育、人間関係、仲間づくり
- ○児童生徒と教師との2者面談、児童生徒と教師に保護者も加えた3者面談
- ○必要に応じたアンケート調査
- ○児童会・生徒会によるいじめ防止のための活動
- ○いじめ防止のための校内研修の実施
- ○人間関係づくりの授業
- ○いじめ防止プログラム